

令和7年第1回奥州市議会定例会追加付議事件

(令和7年3月14日)

- 議案第38号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第39号 奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第40号 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第41号 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第42号 奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第43号 江刺ふるさと市場条例の廃止について
- 議案第44号 財産の譲渡及び貸付けに関し議決を求めることについて
- 議案第45号 令和6年度奥州市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第46号 令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 令和7年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により全ての建築物に建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることに伴い、当該適合の判定に係る手数料を新設するとともに、岩手県手数料条例の一部改正により建築基準法等に基づく建築物に関する確認申請等に係る手数料の額等が改められたことに伴い、これに準じて定める市の規定を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項を次のように改める。

<p>6 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項第1号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査</p>	<p>建築物に関する確認申請等手数料</p>	<p>確認申請又は計画通知1件につき、(1)に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）であるときは、建築物の種類ごとに、住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の区分に応じ、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万8,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては3万3,000円</p> <p>(2) 人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものに限る。）にあつては床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては1万3,000円、200平方メートル以上のものにあつては1万5,000円、人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものを除く。）にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万4,000円、300平</p>
---	------------------------	---

		方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万8,000円
--	--	--------------------------------------

別表第1の8の項を次のように改める。

8 建築基準法第7条第1項（建築基準法施行令第148条第1項第1号に掲げる建築物に限る。）の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	建築物に関する完了検査申請等手数料	完了検査申請又は工事完了通知1件につき、(1)に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、(2)に定める額を加算した額） (1) 床面積（建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1として算定する。）の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万4,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1万8,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2万3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては3万2,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては7,000円、200平方メートル以上500平方メートル未満のものにあつては9,000円
---	-------------------	---

別表第1の8の項の次に次のように加える。

8の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用す	建築物に関する仮使用に係る認定申請手数料	1件につき 12万円
---	----------------------	------------

る場合を含む。)の規定に基づく仮使用に係る認定の申請に対する審査		
----------------------------------	--	--

別表第1の15の2の項中「1万4,000円」を「1万5,000円」に、「2万1,000円」を「2万8,000円」に、「2万7,000円、500平方メートルを超えるものにあつては4万8,000円」を「3万3,000円」に改める。

別表第1の15の3の項の次に次のように加える。

15の4 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物に関する認定申請等手数料	1件につき 2万7,000円
15の5 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物に関する認定申請等手数料	1件につき 2万7,000円

別表第1の18の6の項から18の12の項までを次のように改める。

18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。
---	--------------------	--

）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、18の8の項及び18の11の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、18の8の項及び18の11の項において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導標準計算基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 3万6,000円（市長が別に定める者があらかじめ低炭素化法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める旨を証する書類（以下この項において「適合証」という。）を添付した場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上400平方メートル未満の場合 7万2,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに

限る。)の住戸(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導仕様基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 1万8,000円(適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1万9,000円(適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導仕様計算併用法基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 2万6,000円(適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 2万9,000円(適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住宅部分(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この項において同じ。)をいう。以下この項において同

じ。) (誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)及び(イ)に定める額に次に掲げる共用部分の床面積 (エ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。) の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11万4,000円 (適合証を添付した場合にあっては、1万円)

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18万7,000円 (適合証を添付した場合にあっては、2万8,000円)

オ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) の住宅部分 (誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積 ((1)オ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 3万4,000円 (適合証を添付した場合にあっては、1万円)

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

ル未満の場合 5万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円）

カ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ウ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（(1)カ(ア)及び(イ)において「共用部分床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 共用部分床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

(イ) 共用部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 8万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円）

キ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その

他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導標準入力法基準適合認定申請」という。） 23万5,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。） 9万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 29万5,000円

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請 11万5,000円

ク 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請」という。） 2万4,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。） 2万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）

a 工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請 3万2,000円

b 工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請 2万7,000円

ケ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅部分のうち、住戸にあっては(1)アからウまで、共用部分にあっては(1)エからカまでに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額に、(1)キ又はクに掲げる非住宅部

		<p>分の建築物等の区分に応じ、それぞれ(1)キ又はクに定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額</p>
18の7 低炭素化法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（低炭素化法第55条第2項において準用する低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 18の6の項の金額の欄の(1)アからケまでに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アからケまでに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 7の項に定める額</p>
18の8 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第11	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消	<p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び18の11の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p>

条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

費性能適合性判定手数料

以下この項及び18の11の項において同じ。)を除く。以下この項及び18の11の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。)(エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「標準計算基準適合計画」という。)に係るものに限る。)

ア 床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。)(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。以下この項及び18の11の項において同じ。)の合計が200平方メートル未満の場合 3万5,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 4万円

(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「仕様計算併用法基準適合計画」という。)に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 2万6,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル
以上の場合 2万9,000円

- (3) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（標準計算基準適合計画に係るものに限る。）

ア 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。18の11の項(1)エにおいて同じ。）を省令第5条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。18の11の項(1)エにおいて同じ。）の床面積を除く。イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 7万1,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
11万9,000円

- (4) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（仕様計算併用法基準適合計画に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
8万9,000円

- (5) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅

部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び18の11の項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び18の11の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「標準入力法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23万5,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 29万5,000円

(6) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「モデル建物法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9万円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 11万5,000円

(7) 人の居住の用に供する部分を有しな

		<p>い建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（標準入力法基準適合計画に係るものに限る。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万4,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 3万2,000円</p> <p>(8) 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（モデル建物法基準適合計画に係るものに限る。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 2万7,000円</p> <p>(9) 住宅・非住宅複合建築物（(1)から(8)までに係るものを除く。）住宅部分にあつては(1)から(4)まで、非住宅部分にあつては(5)から(8)までに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額</p>
<p>18の9 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手</p>	<p>18の8の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額</p>

	数料	
18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	18の8の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額
18の11 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導標準計算基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 3万5,000円（市長が別に定める者があらかじめ建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める旨を証する書類（以下この項において「適合証」という。）を添付した場合にあっては、5,000円）</p>

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 4万円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導仕様基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 1万8,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 1万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）

ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導仕様計算併用法基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 2万6,000円（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 2万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、

5,000円)

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を、省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満の場合 7万1,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 11万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円）

オ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 3万4,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 5万9,000円（適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円）

カ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5万3,000円（適

合証を添付した場合にあっては、
1万円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 8万9,000円(適合証を添付した場合にあっては、2万1,000円)

キ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)(エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23万5,000円(適合証を添付した場合にあっては、1万円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 29万5,000円(適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円)

ク 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(工場等専用建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。)(エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9万円(適合証を添付した場合にあっては、1万円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 11万5,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）

ケ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万4,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 3万2,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）

コ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 2万円（適合証を添付した場合にあっては、1万円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の

		<p>場合 2万7,000円（適合証を添付した場合にあっては、1万7,000円）</p> <p>サ 住宅・非住宅複合建築物（アからコまでに係るものを除く。）住宅部分にあっては(1)アからカまで、非住宅部分にあっては(1)キからコマまでに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。次項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。次項において同じ。）に係る部分 7の項に定める額</p>
<p>18の12 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合においては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟につき、18の11の項の金額の欄の(1)アからサまでに掲げる建築物等の区分ごとに、備考1第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アからサまでに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 6の項に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分</p>

		7の項に定める額
--	--	----------

別表第1の18の13の項を削る。

別表第4の40の項中「13万円」を「14万円」に、「19万円」を「20万円」に、「26万円」を「27万円」に、「39万円」を「40万円」に、「51万円」を「53万円」に、「66万円」を「69万円」に、「87万円」を「90万円」に改め、同表58の項中「8,600円」を「8,900円」に、「2万2,000円」を「2万3,000円」に、「4万3,000円」を「4万5,000円」に、「8万6,000円」を「8万9,000円」に、「13万円」を「14万円」に、「17万円」を「18万円」に、「22万円」を「23万円」に、「30万円」を「31万円」に、「1万3,000円」を「1万4,000円」に、「3万円」を「3万1,000円」に、「6万5,000円」を「6万7,000円」に、「12万円」を「13万円」に、「20万円」を「21万円」に、「27万円」を「28万円」に、「34万円」を「35万円」に、「48万円」を「50万円」に、「8万6,000円」を「8万9,000円」に、「13万円」を「14万円」に、「19万円」を「20万円」に、「26万円」を「27万円」に、「39万円」を「40万円」に、「51万円」を「53万円」に、「66万円」を「69万円」に、「87万円」を「90万円」に改め、同表59の項中「87万円」を「90万円」に改め、同表59の項の次に次のように加える。

59の2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項に規定する都市計画法第41条第1項の規定による制限の内容に適合していることを証する書面の交付	都市計画法施行規則第60条第1項による証明書交付手数料	1件につき 1,500円
--	-----------------------------	--------------

別表第4の60の項中「4万6,000円」を「4万8,000円」に改め、同表61の項中「2万6,000円」を「2万7,000円」に改め、同表62の項中「1,700円」を「1,800円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「1万7,000円」を「1万8,000円」に改め、同表63の項中「470円」を「490円」に改める。

第2条 奥州市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4の58の項中「8,900円」を「1万3,000円」に、「2万3,000円」を「3万2,000円」に、「4万5,000円」を「5万8,000円」に、「8万9,000円」を「10万円」に、「3ヘクタール未満の場合 14万円」を「3ヘクタール未満の場合 16万円」に、「18万円」を「22万円」に、「23万円」を「32万円」に

、「31万円」を「43万円」に、「1万4,000円」を「1万8,000円」に、「3万1,000円」を「4万円」に、「6万7,000円」を「8万円」に、「13万円」を「14万円」に、「21万円」を「23万円」に、「28万円」を「32万円」に、「35万円」を「44万円」に、「50万円」を「62万円」に、「8万9,000円」を「9万3,000円」に、「0.3ヘクタール未満の場合 14万円」を「0.3ヘクタール未満の場合 15万円」に、「20万円」を「21万円」に、「27万円」を「28万円」に、「40万円」を「42万円」に、「53万円」を「57万円」に、「69万円」を「78万円」に、「90万円」を「102万円」に改め、同表の59の項中「90万円」を「102万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第4項及び第26条第4項の規定に基づき指定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奥州市手数料条例別表第1及び第4の規定は、同条の施行の日以後に申請がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の奥州市手数料条例別表第4の規定は、同条の施行の日以後に申請がなされた事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第39号

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年奥州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を削り、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第7条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第41号

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い、又は参酌して定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に、「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第42条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

奥州市布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和6年奥州市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定及び第4条第1項に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

江刺ふるさと市場条例の廃止について

江刺ふるさと市場条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

農林水産物及び特産品等の販売の促進並びに消費者及び生産者の交流により地域産業の振興を図るために設置している江刺ふるさと市場を産直運営の実績を有する民間事業者に譲渡し、もって当該事業者の創意工夫による地産地消の推進及び地域農業の活性化を図るため、当該施設を廃止しようとするものである。

江刺ふるさと市場条例を廃止する条例
江刺ふるさと市場条例（平成18年奥州市条例第215号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第44号

財産の譲渡及び貸付けに関し議決を求めることについて

次のとおり財産を無償で譲渡し、及び貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 譲渡及び貸付けの目的

地域農産物の小売業に精通する相手方に財産を譲渡し、及び貸し付けることにより、民間事業者の創意工夫による地産地消の推進及び地域農業の活性化を図るため。

2 譲渡する財産

(1) 建物

財産の所在地	種類	構造	床面積	備考
岩手県奥州市江刺愛宕字金谷83番地2	店舗	木造合金メッキ鋼板・かわらぶき2階建	1階 765.99㎡ 2階 48.85㎡	主である建物（本館）
	店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	341.17㎡	附属建物（新館）

(2) 物品

名称	数量
陳列棚	7台
折りたたみテーブル	9台
折りたたみチェア	12脚
テーブル	13台
ベンチ	9台
食器棚	1台
キッチンワゴン	1台
グリル台	1台
椅子	31脚
パネルスクリーン	5枚
玄米ショーケース	1台
ファイリングキャビネット	2台
中軽量ラック	2台
店舗用エアコン	1台
書庫	3台
ロッカー	1台
掃除用具庫	1台

3 貸し付ける財産及び期間

(1) 財産

財産の所在地	種別	地目	数量	備考
岩手県奥州市江刺愛宕字金谷83番2	土地	宅地	9,558.20㎡	

(2) 期間

令和7年4月1日から6月30日まで

4 譲渡及び貸付けの相手方

住所 宮城県大崎市古川休塚字南田9番地

氏名 株式会社おてんとさん

代表取締役 高橋 榮吾

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市有財産の有効活用により地産地消の推進及び地域農業の活性化を図るため、江刺ふるさと市場の用に供している財産を無償で譲渡し、及び貸し付けようとするものである。

議案第45号

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第15号）

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第15号）を別冊のとおり定める。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第46号

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第47号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年3月14日提出

奥州市長 倉 成 淳